



事 務 連 絡

平成27年10月30日

関係都道府県トラック協会
タンクトラック・高圧ガス部会
ご担当者 様

(公社)全日本トラック協会
輸送事業部長 礎 司郎

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、例年どおり、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るとして、警察庁生活安全局より、全国一斉の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施する旨、高圧ガス保安協会を通じ、連絡がありました。

つきましては、別添の通り、事務連絡文書一式をお送りいたしますので、必要に応じ、貴部会傘下事業者に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<一斉取締りの概要>

1. 実施期間

本年11月1日から同月30日までの間

2. 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3. 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

以上

27 高高第 208 号
平成 27 年 10 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会 御中

高圧ガス地域防災協議会連合会
全国会議事務局
(高圧ガス保安協会 高圧ガス部
高圧ガス部長代理 長沼 充祥)

「危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について」
(27高圧第11号、警察庁丁保発第166号) の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務に関し格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日、経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室から当協会会長宛に標記の通知がなされましたので、その写しを送付致します。

つきましては、ご査収くださいますとともに、貴会におかれましても会員及び関係方面に対してのご周知頂きますよう、宜しくお願い致します。

敬具

<本件の問い合わせ先>

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13

ヒューリック神谷町ビル

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 高圧ガス課

林 直希

TEL 03-3436-6103

FAX 03-3438-4163

27 高圧第 11 号
平成 27 年 10 月 2 日

高圧ガス保安協会
会長 市川 祐三 殿

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長 矢島 秀浩

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

上記の件について、別添のとおり、高圧ガスに係る関係団体に対して通知することとしました。

つきましては、貴団体に対しましても、別添の内容について連絡します。

27 高圧第 11 号

平成 27 年 10 月 2 日

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長

平成 27 年 9 月 9 日付け警察庁丁保発第 166 号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添 1 のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

これを受けて、別添 2 のとおり、各産業保安監督部長及び支部長（那覇産業保安監督事務所長を含む。）並びに各都道府県の高圧ガス保安担当課室長等宛て連絡しましたのでお知らせします。

また、高圧ガスに係る関係団体においては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。



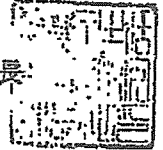
警察庁丁保発第166号

平成27年9月9日

経済産業省 商務流通保安グループ

高圧ガス保安室長 殿

警察庁生活安全局保安課長



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組みがなされているところでありますが、一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり全国一斉の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしましたので、貴職におかれても、趣旨を御了知の上、管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

記

1 実施期間

平成27年11月1日から11月30日までの1か月間

2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導